

山根土建株式会社行動計画(第9回目)

当社は、社員が仕事と子育てを両立することにより公私ともに充実しその能力を発揮できるような雇用環境の整備を行うとともに、地域の次世代支援対策に貢献するため、次のような行動計画を策定する。

1. 計画期間 令和7年5月1日～令和9年4月30日までの2年間

2. 内 容

目標1: 所定外労働時間の全社員月平均を40時間未満にする。

<対策>

- 令和7年5月～ 毎週金曜日をノー残業デイとし、全社員会議にて周知する。
- 令和7年5月～ 会社役員は、社内イントラネットにて所定外勤務の開始終了時刻を把握し、業務が一個人に集中しないように指導する。

目標2: 年次有給休暇取得促進を行い、全社員の平均取得率を75%以上にする。

<対策>

- 令和7年5月～ 事業年度において10日間の指定有給休暇日を設定し、ホームページにて全社員に周知する。
- 令和7年5月～ 指定有給休暇日に勤務する者に対し、年度内に振替日を設定し申告するように周知する。
- 令和8年3月～ 有給休暇取得が10日以下の場合は、次月中に取得するように個別に指導する。
- 令和8年5月～ 事業年度において10日間の指定有給休暇日を設定し、ホームページにて全社員に周知する。
- 令和8年5月～ 指定有給休暇日に勤務する者に対し、年度内に振替日を設定し申告するように周知する。
- 令和9年3月～ 有給休暇取得が10日以下の場合は、次月中に取得するように個別に指導する。